



山形県公報

令和5年4月1日(土)

号外(9)

目次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) … 1
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………(同) … 10
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(同) … 同
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則……………(同) … 同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) … 11
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令……………(同) … 21
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) … 22

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表総務部の項中

学事文書課	を	高等教育政策・ 学事文書課	に、「高等教育担当」を「高等
-------	---	------------------	----------------

教育政策担当」に、「税務電算担当」を「税務システム担当」に改め、同表みらい企画創造部の項中

くらすべ山形魅力発信課	魅力発信担当、移住・定住推進担当、連携推進担当	を
-------------	-------------------------	---

移住定住・地域活力創生課	移住・定住推進担当、関係人口創出拡大担当、地域振興担当	に、「生活交通担当」を「沿線活性化・生
--------------	-----------------------------	---------------------

活交通担当」に、

やまがた幸せデジタル推進課	デジタル化構想推進担当、デジタル企画・人材育成担当、デジタル県庁担当、基幹ネット担当	を
---------------	--	---

DX推進課	やまがたDX推進担当、デジタル基盤整備担当	に改め、同表防災くらし安心部の項中
-------	-----------------------	-------------------

食品安全衛生課	食品衛生企画担当、営業衛生担当、農薬安全担当、水道事業担当
新型コロナ対策認証推進課	新型コロナ対策認証推進担当

を

食品安全衛生課	食品衛生企画担当、営業衛生担当、農薬安全担当、水道事業担当
---------	-------------------------------

に改め、同表環境エネルギー部の項中

エネルギー戦略推進担当、再エネ事業推進担当、エリア供給担当

を

洋上風力発電事業担当、地域エネルギー振興担当

に、「自然環境担当、自然公園担当」を「野生生物対策担当、

自然公園保全利用担当」に改め、同表しあわせ子育て応援部の項を次のように改める。

しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課	庶務係、企画調整担当、少子化対策担当
	子ども成育支援課	保育支援担当、保育給付担当、母子保健担当
	子ども家庭福祉課	児童養護担当、家庭福祉担当
	多様性・女性若者活躍課	多様性・女性活躍担当、青少年若者支援担当

第9条第1項の表健康福祉部の項中

医療政策課	医務企画担当、地域医療対策担当
コロナ収束総合企画課	新型コロナ対策企画担当、コロナ差別対策担当、薬務担当、感染症対策担当

を

医療政策課	医務企画担当、地域医療対策担当
-------	-----------------

に改め、同表産業労働部の項中「工業技術

振興担当」を「産業技術振興担当」に改め、同表観光文化スポーツ部の項中

観光復活戦略課	を	観光復活推進課	に、	文化財活用課	を	博物館・文化財活用課	に、「文化財活用
---------	---	---------	----	--------	---	------------	----------

担当」を「博物館・文化財活用担当」に改め、同表農林水産部の項中「戦略推進担当」を「戦略推進担当、フルーツ・ステーション推進担当、米政策推進担当」に、

県産米ブランド推進課	県産米販売戦略担当、雪若丸ブランド戦略推進担当、生産戦略担当、米政策推進担当、生産振興担当
------------	---

を

県産米・農産物ブランド推進課	美味しい山形戦略担当、輸出推進・Web販売支援担当、県産米ブランド戦略担当、米粉・食品開発担当
----------------	---

に、「スマート農業担当」を「スマート農

業・技術普及推進担当」に、「環境保全型農業担当」を「作物振興担当、環境保全型農業担当」に改め、「米・

米粉食品開発担当」を削り、「教務研究担当」を「教務学生担当」に改め、同表県土整備部の項中「建設業振興担当」を「建設業振興・建設DX推進担当」に、「流域下水道会計担当、流域下水道管理担当」を「流域下水道経営担当」に改め、同条第2項の表中

米沢トンネル （仮称）事業 化・沿線活性化 推進室	
------------------------------------	--

を

米沢トンネル （仮称）事業 化・鉄道駅周辺 開発推進室	米沢トンネル（仮称）事業化担当、鉄道駅周辺 開発推進担当
--------------------------------------	---------------------------------

に、

環境企画課	カーボンニュート ラル県民運動推進 室	
みどり自然課	山の日全国大会推 進室	
しあわせ子育て 政策課	山形わくわく体験 支援室	

を

食品安全衛生課	新型コロナ対策認 証推進室	
環境企画課	カーボンニュート ラル・GX戦略室	
健康福祉企画課	コロナ収束総合対 策室	新型コロナ対策企画担当、薬務担当、感染症 対策担当

に、

観光復活戦略課	精神文化・インバ ウンドプロモー ション室	精神文化プロモーション担当、インバウンド 推進担当
文化スポーツ振 興課	県民文化館活用推 進室	
農政企画課	美味しい山形流通販 売推進室	美味しい山形戦略担当、輸出推進・Web販売 支援担当
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

を

観光復活推進課	精神文化・観光プ ロモーション室	
	インバウンド推 進室	
文化スポーツ振 興課	県民文化館・西口 広場にぎわい創出 推進室	
農政企画課	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

に、

「最上川流域治水推進室」

を

「流域治水推進室」

に改める。

第11条第2項の表中「企画指導・システム担当」を「企画指導・DX推進担当」に改める。

第13条第3号ル中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に改め、同条第7号中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に改め、同号レ中「子ども保育支援課」を「子ども成育支援課」に改める。

第14条第1項第2号カ中「くらすべ山形魅力発信課」を「移住定住・地域活力創生課」に改め、同項第3号中「くらすべ山形魅力発信課」を「移住定住・地域活力創生課」に改め、同号中へを削り、ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 関係人口の創出及び拡大に関すること

第14条第1項第6号中「やまがた幸せデジタル推進課」を「DX推進課」に改め、同条第2項中「米沢トンネル（仮称）事業化・沿線活性化推進室」を「米沢トンネル（仮称）事業化・鉄道駅周辺開発推進室」に改める。

第14条の2第1項第4号に次のように加える。

ツ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る認証制度に関すること

第14条の2第1項第5号を削り、同条第2項中「で所掌する」を「で、食品安全衛生課の分掌事務のうち同項第4号ツに掲げる事務は新型コロナ対策認証推進室で所掌する」に改める。

第15条第1項第1号中リをヌとし、へからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

へ エネルギーに関する施策の総合企画及び調整に関すること

第15条第1項第2号中イを削り、ロをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 再生可能エネルギーに関すること

ロ エネルギーの地産地消に関すること

第15条第1項第5号リを削り、同条第2項中「前項第1号ハ及びニに掲げる事務はカーボンニュートラル県民運動推進室で、みどり自然課の分掌事務のうち同項第5号リに掲げる事務は山の日全国大会推進室」を「前項第1号ハ、ニ及びへに掲げる事務は、カーボンニュートラル・GX戦略室」に改める。

第15条の2第1項第2号中「子ども保育支援課」を「子ども成育支援課」に改め、同号に次のように加える。

へ 母子保健に関すること

ト 母体保護に関すること

チ 乳幼児等の医療の給付に関すること

第15条の2第1項第3号中「子ども家庭支援課」を「子ども家庭福祉課」に改め、同号チ及びリを削り、同号ヌ中「乳幼児等及び」を削り、同号ヌを同号チとし、同号中ルをリとし、同項第4号中「女性・若者活躍推進課」を「多様性・女性若者活躍課」に改め、同条第2項を削る。

第16条第1項第1号中トをタとし、ハからへまでをワからヨまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 新型コロナウイルス感染症その他の感染症に関すること

ニ 公害に係る健康の調査及び対策に関すること

ホ 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること

へ 薬事に関すること（動物用医薬品に関するものを除く。）

ト 薬剤師に関すること

チ 血液製剤の需給対策及び採血業に関すること

リ 毒物及び劇物の取締りに関すること

ヌ 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤の取締りに関すること

ル 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること

第16条第1項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「医療政策課」を「健康福祉企画課の分掌事務のうち前項第1号ハからルまでに掲げる事務はコロナ収束総合対策室で、医療政策課」に、「前項第2号ロ」を「同項第2号ロ」に、「同項第7号へ」を「同項第6号へ」に改める。

第17条の2第1項第1号中「観光復活戦略課」を「観光復活推進課」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、へからチまでをホからトまでとし、同号リ中「及び国際観光」を削り、同号中リをチとし、チの次に次のように加える。

リ 戦略的な誘客施策の展開に関すること

第17条の2第1項第1号中レをソとし、ワからタまでをワからレまでとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 国際観光に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

第17条の2第1項第3号中「文化財活用課」を「博物館・文化財活用課」に改め、同条第2項中「観光復活戦略課」を「観光復活推進課」に、「前項第1号リからカまで」を「前項第1号チからルまで」に、「精神文化・インバウンドプロモーション室で」を「精神文化・観光プロモーション室で、同号ヲからヨまでに掲げる事務はインバウンド推進室で」に、「県民文化館活用推進室」を「県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室」に改める。

第18条第1項第1号中ハからチまでを削り、ロの次に次のように加える。

ハ 米政策の推進に関すること

第18条第1項第1号中リをニとし、ヌをホとし、ルをへとし、同号ヲ中「県産米ブランド推進課」を「県産米・農産物ブランド推進課」に改め、同号ヲを同号トとし、同号トの次に次のように加える。

チ 農林大学校に関すること（人事及び服務に関することに限る。）

第18条第1項第1号中ワをリとし、カをヌとし、ヨをルとし、同項第3号を次のように改める。

(3) 県産米・農産物ブランド推進課

イ 農畜産物及び水産物の流通、販売対策の総合調整に関すること

ロ 農林水産業を基盤とする食産業の振興に関すること

ハ 卸売市場に関すること

ニ 食育の推進に関すること

ホ 地産地消の推進に関すること

へ 農産物のブランド化の推進に関すること

ト 加工食品の開発の支援に関すること

第18条第1項第4号ワを次のように改める。

ワ 稲の生産振興に関すること

第18条第1項第4号中ヨをソとし、カをレとし、ワの次に次のように加える。

カ 稲、麦類及び大豆の種子対策並びに検査に関すること

ヨ 農産物検査に関すること

タ 畑作物の生産振興に関すること

第18条第2項中「チまでに掲げる事務は美味しい山形流通販売推進室で、同号リからルまでに掲げる事務は」を「へまでに掲げる事務は、」に改める。

第19条第1項第2号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 建設分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること

第19条第2項中「最上川流域治水推進室」を「流域治水推進室」に改める。

第31条第1項中「の総合支庁」を「の総合支庁名」に改め、同項の表村山総合支庁の項中「道路・高速整備担当」を「道路整備担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「課税第一担当、課税第二担当」を「課税担当」に、「産業振興担当」を「産業振興・農産物利用拡大担当」に、「農産物利用拡大担当、農産園芸担当」を「生産流通担当」に改め、「災害復旧担当」を削り、同表置賜総合支庁の項中

「

用地換地担当、工事担当	長井市
-------------	-----

」を

「

用地換地担当、工事担当、県南豪雨災害復旧対策担当	長井市
--------------------------	-----

」に、「ダム管理担当」を「ダム管理担当、

県南豪雨災害復旧対策担当」に、「道路整備担当、都市整備担当」を「道路整備担当、都市整備担当、県南豪雨災害復旧対策担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「道路整備担当」を「橋梁担当、道路整備担当」に改め、同条第3項中「の総合支庁」を「の総合支庁名」に、「の課内室」を「の課内室名」に改め、同項の表置賜総合支庁の

項中「

西置賜総務課	連携支援室	
--------	-------	--

」を

	西置賜総務課	連携支援室		に改める。
		県南豪雨災害復旧 対策室		

第35条第1号へ中「（最上総合支庁を除く。）」を削り、同号中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからウまでをルからムまでとし、同条第2号ムを削る。

第127条中「科を」を「担当並びに科を」に改め、同条の表中「係名」を「係名・担当名」に、

連携支援部	企業支援室		を
	企画調整室		
		デザイン科、生産性向上科	

連携支援部	企画調整室		に改める。
	企業支援室	企業支援担当、デザイン科、 生産性向上科	

第199条の表中

山形県私立 学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人等の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること	学事文書課	を
山形県個人 情報保護運 営審議会	山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること		
山形県情報 公開・個人 情報保護審 査会	山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による審査請求について調査審議すること		

山形県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人等の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事	高等教育政策・学事文書課
山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による審査請求について調査審議すること並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）第9条の規定による個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること	

に、「学事文書課及び」を「高等教

育政策・学事文書課及び」に、

学事文書課
企画調整課

を

高等教育政策・学事文書課
企画調整課

に、

環境企画課
エネルギー政策推進課

を

環境企画課

に、

山形県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第2項及び第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事	子ども家庭支援課及び地域福祉推進課
山形県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関する審査に関する事	子ども家庭支援課
山形県青少年健全育成審議会	山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること	女性・若者活躍推進課
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	

を

山形県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関する審査に関すること	子ども成育支援課
山形県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第2項及び第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関すること	子ども家庭福祉課及び地域福祉推進課
山形県青少年健全育成審議会	山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること	多様性・女性若者活躍課
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	
山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること	健康福祉企画課
山形県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関すること	
山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること	

に、

山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること	
山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること	コロナ収束総合企画課
山形県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関すること	
山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること	

を

山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること	
-------------	--	--

に、

観光復活戦略課	を	観光復活推進課	に改める。
文化財活用課		博物館・文化財活用課	

第200条第1項の表中

医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。
-------	-------	---------------------------

を

洋上風力推進監	環境エネルギー部	上司の命を受けて洋上風力発電に係る課題に関する事務を掌理する。
医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。

に、

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。
----	--------	------------------------------

を

技術統括監	県土整備部	上司の命を受けて土木事業の課題に関する事務を掌理する。
次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。

に、

整備推進監	県土整備部	部長を補佐し、土木事業の課題に関する事務を整理する。
危機管理員	部及び局	上司の命を受けて危機管理に関する事務を整理する。

を

危機管理員	部及び局	上司の命を受けて危機管理に関する事務を整理する。
-------	------	--------------------------

に改め、同表参事の項中

「防災くらし安心部、健康福祉部、産業労働部及び」を削る。

第201条第2項の表中

療育相談員	上司の命を受けて療育に関する相談指導業務に従事する。
-------	----------------------------

を

療育・医療的ケア児相談員	上司の命を受けて療育及び医療的ケア児に関する相談指導業務に従事する。
--------------	------------------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山形県公報発行規則の一部改正)

2 山形県公報発行規則（昭和37年2月県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に、「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改め、同条第2項ただし書中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

第9条中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改め、同条ただし書中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

第10条中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

別記様式第1号中 「総務部学事文書課受理」 を 「総務部高等教育政策・学事文書課受理」 に改める。

(知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年3月県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「教育次長」を「教育局長」に改める。

(山形県公益認定等審議会規則の一部改正)

4 山形県公益認定等審議会規則（平成20年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改める。

(山形県公立大学法人評価委員会規則の一部改正)

5 山形県公立大学法人評価委員会規則（平成20年10月県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改める。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号及び第13号中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改め、同条に次の1号を加える。

(14) 農林水産部専門職大学整備推進課において処理する農林業分野の専門職大学の整備に関する事務別表に次の1項を加える。

14 第2条第14号の事務

地 域 の 区 分	駐 在 場 所
県内全域	新庄市大字角沢1366番地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第7条第11号ニ中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同号ホ中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改める。

第8条第1号ニ中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同号ホ中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改める。

第20条の表中「教育庁」を「教育局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削る。

(地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1個人情報保護の項第1項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改め、同表の備考第5項中「財産管理の項第6項及び財務の項第12項から第14項まで」を「財産管理の項第6項並びに財務の項第12項から第14項まで及び第17項」に、「学事文書課及び」を「高等教育政策・学事文書課及び」に改め、同項の表中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に、「やまがた幸せデジタル推進課」を「DX推進課」に、

「みらい企画創造部くらすべ山形魅力発信課」を「みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課」に改め、「コロナ収束総合企画

課」を削り、「観光復活戦略課長」を「観光復活推進課長」に、「県産米ブランド推進課」を「県産米・農産物ブランド推進課」に改める。

別表第2総務部の項中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に改め、同表しあわせ子育て応援部の項中「子ども保育支援課」を

「子ども成育支援課」に改め、同表健康福祉部の項医療政策課の項の前に次のように加える。
「子ども家庭福祉課」

健康福祉企画課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。		1 第31条第2項の規定による指示に関すること。	
			2 第32条第2項の規定による建物の封鎖等の措置に関すること。	
			3 第38条第2項の規定による感染症指定医療機関の指定に関すること。	
			4 第50条第1項の規定による第31条及び第32条に規定する措置の全部又は一部の実施に関すること。	

別表第2健康福祉部の項コロナ収束総合企画課の項を削り、同部の項地域福祉推進課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第2項、同部の項高齢者支援課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項及び同部の項障がい福祉課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「子ども家庭支援課」を「子ども家庭福祉課」に改め、同表農林水産部の項中

「 卸売市場法に関すること。 」	を	「 県産米・農産物ブランド推進課 農業技術環境課 」	卸売市場法に関すること。	に改め、同部の項水産振興課の項に次のように
			種苗法に関すること。	

加える。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に関すること。		1 第12条第1項の規定による立入検査等に関すること。	
---------------------------------	--	-----------------------------	--

別表第3総務企画部の項総務課の項火薬類取締法施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第15条の表」を「第15条第1項の表」に改め、同表保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項中

	2 第40条の規定による命令に関すること。		
--	-----------------------	--	--

を

	2 第40条の規定による命令に関すること。		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。		1 第22条の規定による申請の受理に関すること。	1 第27条の規定による指定医の診察等に関すること。
		2 第23条の規定による通報の受理に関すること。	2 第29条の2の規定による緊急措置入院に関すること。
		3 第24条の規定による通報の受理に関すること。	
		4 第25条の規定による通報の受理に関すること。	
		5 第26条の規定による通報の受理に関すること。	
		6 第26条の2の規定による届出の受理に関すること。	
		7 第26条の3の規定による通報の受理に関すること。	
		8 第27条第5項及び第38条の6第3項において準用する第19条の6の16の規定による職員の身分を示す証票の発行に関すること。	
		9 第28条第1項の規定による診察の通知に関すること。	

に改め、同課の項社会福祉法に

		10 第29条第1項及び第3項の規定による入院措置及び通知に関すること。	
		11 第29条の2の2の規定による移送に関すること。	
		12 第29条の4第1項の規定による入院措置の解除に関すること。	
		13 第29条の5の規定による措置入院者の症状等に係る届出の受理に関すること。	
		14 第33条の7第5項の規定による届出の受理に関すること。	
		15 第34条の規定による医療保護入院等のための移送に関すること。	

関すること（しあわせ子育て応援部で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄中第9項を第12項とし、第8項の次に次の3項を加える。

- 9 第68条の2の規定による社会福祉住居施設の設置の届出の受理に関すること。
- 10 第68条の3の規定による社会福祉住居施設に係る届出事項の変更の届出の受理に関すること。
- 11 第68条の4の規定による社会福祉住居施設の廃止の届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項中

知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。		1 第22条の規定による申請の受理に関すること。	1 第27条の規定による指定医の診察等に関すること。

	2 第23条の規定による通報の受理に関する事 こと。	2 第29条の2の規定による緊急措置入院に関する事 こと。	
	3 第24条の規定による通報の受理に関する事 こと。		
	4 第25条の規定による通報の受理に関する事 こと。		
	5 第26条の規定による通報の受理に関する事 こと。		
	6 第26条の2の規定による届出の受理に関する事 こと。		
	7 第26条の3の規定による通報の受理に関する事 こと。		
	8 第27条第5項及び第38条の6第3項において準用する第19条の6の16の規定による職員の身分を示す証票の発行に関する事 こと。		を
	9 第28条第1項の規定による診察の通知に関する事 こと。		
	10 第29条第1項及び第3項の規定による入院措置及び通知に関する事 こと。		
	11 第29条の2の2の規定による移送に関する事 こと。		

		12 第29条の4第1項の規定による入院措置の解除に関する事 こと。	
		13 第29条の5の規定による措置入院者の症状等に係る届出の受理に関する事 こと。	
		14 第33条の7第5項の規定による届出の受理に関する事 こと。	
		15 第34条の規定による医療保護入院等のための移送に関する事 こと。	

山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する事 こと。			1 第7条第2項の規定による届出の受理に関する事 こと。
山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に関する事 こと。			1 第18条第10号の規定による届出の受理に関する事 こと。
			2 第21条第3項の規定による報告の受理に関する事 こと。
知事感謝状に関する事 こと。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関する事（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		

に改め、同部の項地域健康福祉

課の項社会福祉法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第9項を第12項とし、第8項の次に次の3項を加える。

- 9 第68条の2の規定による社会福祉住居施設の設置の届出の受理に関する事。
- 10 第68条の3の規定による社会福祉住居施設に係る届出事項の変更の届出の受理に関する事。
- 11 第68条の4の規定による社会福祉住居施設の廃止の届出の受理に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項中

知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		
--------------	---	--	--

を

山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例に関すること。			1 第7条第2項の規定による届出の受理に関すること。
山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に関すること。			1 第18条第10号の規定による届出の受理に関すること。 2 第21条第3項の規定による報告の受理に関すること。
知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		

に改め、同表産業経済部の項

水産振興課の項中

			2 第7条第4項の規定による同項第7号に掲げる行為に係る協議に対する同意に関すること。
--	--	--	---

を

			2 第7条第4項の規定による同項第7号に掲げる行為に係る協議に対する同意に関すること。
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に関すること。		1 第7条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第3条第1項及び第3項の規定による届出の受理に関すること。
		2 第7条第3項の規定による命令（同条第1項の規定による勧告に係るものに限る。）に関すること。	2 第3条第2項の規定による通知に関すること。
		3 第12条第1項の規定による立入検査等（特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者とその事業に関して関係のある事業者に係るものに限る。）に関すること。	

に改め、同表建設部の項建築課

の項建築基準法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第25項中「第5項」を「第6項」に改め、同課の項都市計画法施行規則に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同課の項長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「第6条第3項」を「第6条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同課の項中

			7 第15条の規定による助言及び指導に関すること。
--	--	--	---------------------------

を

			7 第15条の規定による助言及び指導に関すること。
--	--	--	---------------------------

都市の低炭素化の促進に関する法律に関すること。	1 第57条の規定による改善命令に関すること。	1 第54条第1項の規定による認定（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項及び次項において「登録住宅性能評価機関」という。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び次項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）から交付された第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合する旨の書面が添付された認定申請に係るものに限る。）に関すること。	に改め、同課の項建築物のエネ
	2 第58条の規定による認定の取消しに関すること。	2 第54条第3項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に関すること。	

			3 第55条第1項の規定による変更の認定（登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付された第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合する旨の書面が添付された認定申請に係るものに限る。）に関する事
			4 第56条の規定による報告の徴収に関する事
			5 第59条の規定による助言及び指導に関する事

ルギー消費性能の向上に関する法律に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の4項を加える。

- 4 第38条の規定による改善命令に関する事。
- 5 第39条の規定による認定の取消しに関する事。
- 6 第42条の規定による認定の取消しに関する事。
- 7 第43条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

別表第3建設部の項建築課の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の5項を加える。

- 3 第35条第1項の規定による認定（登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付された同項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合する旨の書面又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）が添付された認定申請に係るものに限る。）に関する事。
- 4 第35条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に関する事。
- 5 第36条第1項の規定による変更の認定（登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付された第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合する旨の書面又は設計住宅性能評価書が添付された認定申請に係るものに限る。）に関する事。
- 6 第37条の規定による報告の徴収に関する事。
- 7 第41条第2項の規定による認定（登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付された第2条第1項第3号に掲げる基準に適合する旨の書面、第35条第1項の規定による認定を受けた旨の書面及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項の規定により交付された検査済証（以下この項において「検査済証」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定を受けた旨の書面及び検査済証又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が添付された認定申請に係るものに限る。）に関する事。

別表第5 県民文化館の項中 「企画主査」 を 「調整専門員」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県法令審査会規程の一部改正)

第1条 山形県法令審査会規程（昭和30年11月県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第11条中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改める。

(山形県職員服務規程の一部改正)

第2条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「健康福祉部コロナ収束総合企画課」を「健康福祉部健康福祉企画課コロナ収束総合対策室」に、「これらの課又は」を「これらの課若しくは室又は」に、「当該課又は」を「当該課若しくは室又は」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「コロナ収束総合企画課」 を 「健康福祉企画課」 に、「文化財活用課」 を 「博物館・文化財活用課」 に改める。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第4条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「観光復活戦略課長」を「観光復活推進課長」に、「次長、整備推進監」を「技術統括監、次長」に改める。

別表第3第1項の表中 「健康福祉部コロナ収束総合企画課」 を 「健康福祉部健康福祉企画課」 に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第5条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「健康福祉部コロナ収束総合企画課」を「健康福祉部健康福祉企画課コロナ収束総合対策室」に、「これらの課又は」を「これらの課若しくは室又は」に改める。

(山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第6条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課長」を「みらい企画創造部DX推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「しあわせ子育て応援部子ども保育支援課長」を「しあわせ子育て応援部子ども成育支援課長」に改め、同表山形県産業構造審議会の項充てる職の欄及び山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「観光文化スポーツ部観光復活戦略課長」を「観光文化スポーツ部観光復活推進課長」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「最上川流域治水推進室長」を「流域治水推進室長」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「及び技師」を「、主事及び技師」に改める。

別表第2 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の項中

「主査	農業総合研究センター水田農業研究所主査	を	「主任主査	農業総合研究センター水田農業研究所主任主査	に改め、同表消費生活センター
-----	---------------------	---	-------	-----------------------	----------------

の項中	「主任主事	防災くらし安心部消費生活・地域安全課主任主事	を	「主事	防災くらし安心部防災危機管理課主事（総務を担当するものに限る。）及び消費生活・地域安全課主事（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	に改め、同表庄内児童相
	「主事	防災くらし安心部防災危機管理課主事（総務を担当するものに限る。）				

談所の項中	「調理技能員	鶴岡乳児院調理技能員	を	「副主任技能員	鶴岡乳児院副主任技能員	に改め、同表高度技
-------	--------	------------	---	---------	-------------	-----------

術研究開発センターの項中	「総務調整課長	工業技術センター副所長（総務を担当するものに限る。）	を	「総務調整課長	工業技術センター総務課長	に改
	「総務専門員	工業技術センター総務専門員		「庶務係長	工業技術センター総務課長	
	「庶務係長	工業技術センター総務専門員		「主任主査	工業技術センター主任主査	
	「主任主査	工業技術センター主任主査		「主査	工業技術センター主査	

め、同表農業総合研究センター養豚研究所の項中

主事	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主事
----	---------------------------

を

主査	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主査
----	---------------------------

に改め、同表病虫害防除所の項

中

庄内支所主査	農業総合研究センター水田農業研究所主査
--------	---------------------

を

庄内支所主任主査	農業総合研究センター水田農業研究所主任主査
----------	-----------------------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和5年4月1日印刷
令和5年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県